

日本私立学校振興・共済事業団 共済定期保険事業 退職後[※]の取扱いについて

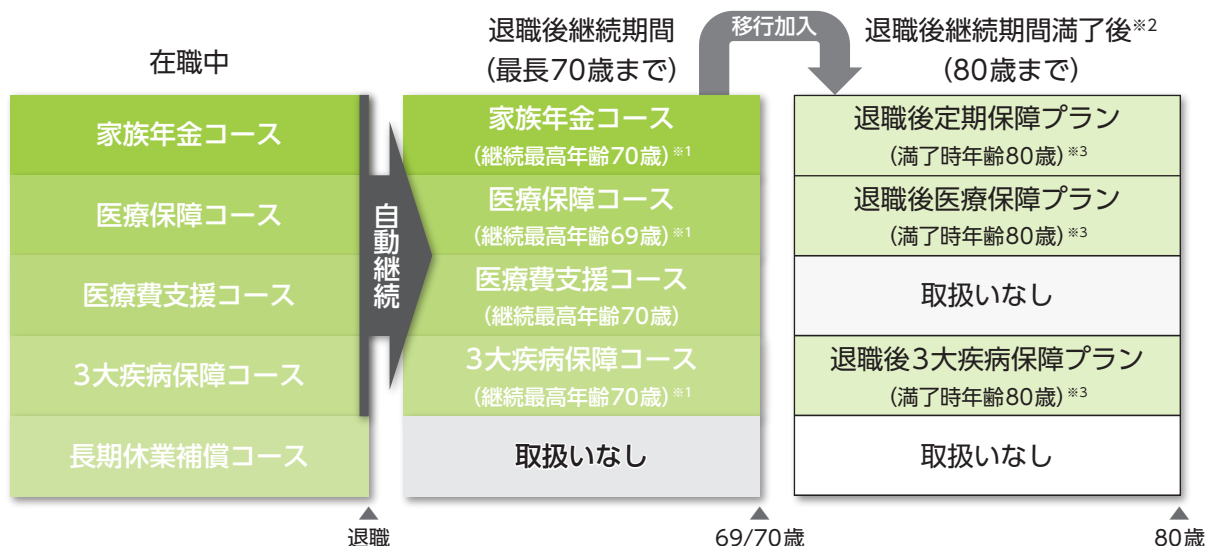
※任意継続の脱退も含みます。

令和7年度から退職時の年齢に関係なく退職後も最長70歳まで継続可能
(手続き不要) となります！

退職後継続要件 退職後の責任開始期において共済定期保険事業に1年以上加入の方

(1) 退職後のイメージ

退職後の責任開始期において1年以上共済定期保険事業に加入の場合



※1 家族年金コース、医療保障コース、3大疾病保障コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。家族年金コース、3大疾病保障コースの継続最高年齢は70歳で満了時年齢は71歳となります。医療保障コースの継続最高年齢は69歳で満了時年齢は70歳となります。

※2 継続期間満了となる方で退職(脱退)日直前まで2年以上継続して加入した方は、最長80歳満了の「退職後保障プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ごろにご案内いたします。

※3 退職後定期保障プラン、退職後医療保障プラン、退職後3大疾病保障プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

退職後定期保障プラン、退職後医療保障プラン、退職後3大疾病保障プランの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。

制度内容等詳細については、パンフレットをご覧ください。

退職し任意継続加入者となる場合は、任意継続期間中も自動継続となります。

** 「共済定期保険」についての照会先 **

共済定期保険専用フリーダイヤル 0120 (716) 267
(平日 9:00~17:15)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 貯金・貸付課 貯金係

(2) 退職後の取り扱い

共済定期保険事業は退職後も**最長70歳まで**継続可能です。

ただし、退職後の責任開始期において**1年以上**共済定期保険事業に加入（保険料を2回以上振替）していることが必要です。

継続可能年齢（更新可能年齢）

家族年金コース	70歳
3大疾病保障コースおよび医療費支援コース	70歳
医療保障コース	69歳

退職後 継続要件

退職後の責任開始期において
共済定期保険事業に1年以上加入（保険料を2回以上振替）の方

(注) 継続期間満了となる方で退職(脱退)日直前まで2年以上継続して加入した方は、最長80歳満了の「退職後保障プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ころにご案内いたします。
「退職後保障プラン」は、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

現在ご加入の方

今年度ご退職予定の方は、**お申し出のない場合は自動継続**となります。

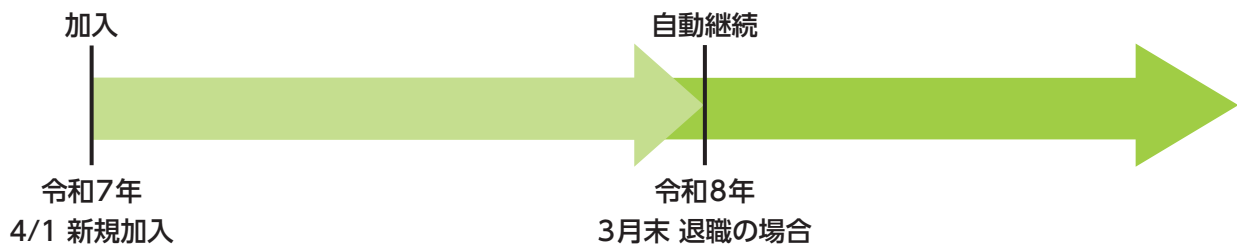
(ただし、退職後の責任開始期において1年以上共済定期保険事業に加入していることが必要となります。)

現在未加入の方（ご退職予定の現在未加入者が継続加入する場合）

令和7年度末(令和8年3月末)にご退職予定の現在未加入者の方は、今回の募集(令和7年4月1日加入)でご加入いただくことで、退職後も継続加入が可能です。

令和8年3月末に退職した場合

加入期間が1年以上となるため、**退職後継続ができます。**



退職後も継続加入した場合の諸手続きについて

退職後の変更および請求については、共済定期保険専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。下記①～⑦の諸手続き資料はフリーダイヤルにお問い合わせいただくと自宅宛てに発送します。

※お問い合わせの際には**加入者番号（生命保険料控除証明書に記載の被保険者番号）**が必要となります。

①加入内容を変更する場合 (脱退を含む)	加入内容を変更する場合は、年1回11月1日～11月30日の後期募集期間に所定の申込書に記入のうえ提出してください。翌年4月から新しい内容で保障が開始されます。 ※新規加入、増額はできません。減額、脱退のみ変更できます。 ※年度途中での任意脱退はできません。 ※制度内容等については私学共済事業ホームページ内の専用ページで確認できます。 https://www.pmac.shigaku.go.jp/
②振替口座を変更する場合	「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。 ・3月22日*の振替口座を変更する場合・・・1月25日私学事業団必着 ・9月22日*の振替口座を変更する場合・・・7月25日私学事業団必着 ※土日祝日の場合は翌営業日となります
③住所や電話番号を変更する場合	「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。 ※特に住所変更については速やかに提出してください。
④氏名を変更する場合	「共済定期保険事業 氏名・性別・生年月日変更申込書」を提出してください。
⑤受取人を変更する場合	「共済定期保険事業 保険金受取人・指定代理請求者変更申出書」を提出してください。
⑥配偶者、こどもの異動	配偶者の除籍、こどもの除籍または扶養から外れたなどの理由で、加入資格がなくなった場合は速やかに連絡してください。
⑦保険金、給付金の請求をする場合	保険金・給付金請求書等を提出してください。

(3) 自宅宛て送付物

- ①「保険料口座振替のご案内とご加入のご通知」(3月・9月)
- ②「生命保険料控除証明書」(10月)
- ③「配当金のお知らせ」(6月) ※前年度の加入者に送付

(4) 年間スケジュール (予定)

4月1日	責任開始期 (加入日)
6月下旬	配当金の還付
9月	保険料口座振替のご案内とご加入のご通知 送付
10月	生命保険料控除証明書 送付
11月1日～29日	後期募集
3月	保険料口座振替のご案内とご加入のご通知 送付

(5) 退職した場合の手続きについて

手続きは不要です。

- ①退職し任意継続加入者となる場合は、任意継続期間中も自動的に更新されます。
- ②退職又は任意継続の脱退をする場合で継続要件にあてはまる場合は、資格喪失日以降も自動的に更新されます。
- ①及び②にあてはまらない場合は、加入者の資格喪失後に既払込保険料の保障期間(6か月)までを保障し、その後は自動的に脱退となり、継続加入できません。退職と同時に脱退を希望する場合は、「退職脱退申出書」を保障期間開始前(3月31日又は9月30日)までに提出してください。

【参考】退職年度における保険年齢確認表

退職年度	資格喪失日	退職後の責任開始期
令和6年度	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和7年4月1日
令和7年度	令和7年4月2日～令和8年4月1日	令和8年4月1日
令和8年度	令和8年4月2日～令和9年4月1日	令和9年4月1日
令和9年度	令和9年4月2日～令和10年4月1日	令和10年4月1日
令和10年度	令和10年4月2日～令和11年4月1日	令和11年4月1日
令和11年度	令和11年4月2日～令和12年4月1日	令和12年4月1日
令和12年度	令和12年4月2日～令和13年4月1日	令和13年4月1日
令和13年度	令和13年4月2日～令和14年4月1日	令和14年4月1日
令和14年度	令和14年4月2日～令和15年4月1日	令和15年4月1日
令和15年度	令和15年4月2日～令和16年4月1日	令和16年4月1日

各コースの正式名称は以下のとおりです。

- ・家族年金コース(こども特約付年金払特約付団体定期保険)
- ・医療保障コース(家族特約付医療保障保険(団体型))
- ・3大疾病保障コース(7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))
- ・医療費支援コース(医療保険)
- ・長期休業補償コース(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険)

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第二グループ
Tel:03-3283-3360(受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日)